

蟹江町飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費補助金交付要綱

(目的)

第1条 蟹江町飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）は、飼い主のいない猫の不必要な繁殖を抑制することにより町民の快適な生活環境の保持することを目的として、町内に生息する飼い主のいない猫に避妊又は去勢手術（以下「手術」という。）及び耳カットを受けさせる者に対し、予算の範囲内において交付するものとする。その交付に関しては、蟹江町補助金等交付規則（昭和53年蟹江町規則第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 所有者がいない猫をいう。
- (2) 避妊手術 卵巣又は卵巣及び子宮摘出手術をいう。
- (3) 去勢手術 精巣の摘出手術をいう。
- (4) 耳カット 片方の耳の先端をV字に切り取る処置をいう。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象は、蟹江町に在住する者で、町内に生息する飼い主のいない猫に手術を受けさせる者とする。ただし、営利を目的とする者は除く。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、実際に手術に要した費用とする。ただし、次に掲げる額を限度とする。

- (1) 避妊手術の場合 1頭につき 8,000円
- (2) 去勢手術の場合 1頭につき 5,000円

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、手術の実施前に、蟹江町飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費補助金交付申請

書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 手術を実施しようとする飼い主のいない猫の生息地を示す地図
- (2) 手術を行う前の猫の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類
(補助金の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、適当と認めるときは蟹江町飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）にて、不適当と認めるときは蟹江町飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費補助金不交付決定通知書（様式第3号）にて通知するものとする。

(計画変更・中止の承認)

第7条 申請者が補助金の交付決定通知を受けた後において、補助金交付申請内容を変更する場合又は中止しようとする場合は、計画変更・中止承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長が第1項の承認をする場合は計画変更・中止承認決定通知書（様式第4号の1）によるものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、手術を実施した日から30日を経過した日又は当該年度3月10日のいずれか早い期日までに、蟹江町飼い主のいない猫の避妊・去勢手術実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 手術に要した経費の領収書
- (2) 手術を行った猫の写真（猫の全身及びV字カットが確認できるもの）
- (3) その他町長が必要と認める書類
(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認める場合には、速やかに蟹江町飼い主のいない猫の避妊・

去勢手術費補助金請求書(様式第6号)により補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第10条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の取消しを行うことができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 第8条に規定する審査の結果、不相当であると町長が認めたとき。
- (3) 補助金の交付要綱に違反したとき。

2 町長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、期限を定めて返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の各要項の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要項の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。